

電子政府、電子自治体ビジネスは毎年数兆円にのぼると言われるが、今年度、安値入札は国から地方自治体に波及した。9月に行われた東京都の電子調達システムでは応札した10社の入札額は最低10万円から最高1.1億円であり、総合評価方式を導入していたためA社が1000万円で落札したが、続く東京都の文書総合管理システムでは最低価格方式であったため8,500万円程度の予算に対しB社が750万円で落札した。この件については、公正取引委員会が異例の警告を出した。

企業側が安値入札を繰り返す理由として、初年度安値で受注しても後年度は随意契約となりカバーが可能であること、開発を受注することにより運用まで受注できること、開発したシステムは他の自治体に横展開できることがあげられる。

こうした安値入札について、経済産業省は平成13年10月12日に大臣名で遺憾の意を表明するとともに、今年度中に、総務省、財務省、経済産業省が中心となって、電子政府関連の政府調達に関する新ルールを作成し、来年度から実施する方向で検討に入っている。

安値入札を受容する考えも地方自治体側に強い。厳しい財政状況の中で1円でも安ければいい、企業が市場競争の中でやっていることで関与はできない、むしろ談合がない証拠である、という考えである。

しかしながら安値入札に関する課題も指摘される。第一に、受注企業が資金力にまさる大手ベンダーに限られることである。実際、電子政府、電子自治体システムの受注は、4、5グループ程度に絞られてきた感が強い。第二に、安ければいいという考えでは電子自治体サービスの品質に関する創意工夫が図られないことである。第三に、情報サービス産業の健全な発展が阻害されることである。ある意味、21世紀をリードするIT産業が行政のしくみが不適切なため、裾野が広がらず成長を抑制されることになる。1億円の開発を750万円で請け負うことを多くの自治体で繰り返していれば、大手もベンチャーも含めてわが国でIT産業が豊かに発展することはないのではないか。

今後の対応策として、アメリカ連邦政府が行っているBest Value方式、Service Level Agreement、Set Asideルールが参考となる。Best Value方式とは、価格とそれ以外の要素につき、予め見積仕様書の中で項目と配点が明示され、それらの合計点が最終評価となる方式である。わが国でも総合評価方式があるが、価格評価を過度に反映しないように除算式でなく加算式に改める必要がある。また価格に対しては初年度の開発費だけでなく後年度の開発、運用費も含めたライフサイクルコストの評価が必要である。Service Level Agreementとは、そのシステムの導入で得られるサービスの達成水準を契約で保証しておくことである。この場合、改善の程度に応じてインセンティブを用意することも検討される。こうしたことで企業が創意工夫を行い、電子自治体サービスの品質向上が促される。Set Asideルールは、一定額を中小企業に振り向けることを義務づける契約である。地域のIT産業の育成を促すことが期待される。

電子自治体の構築が、適正な調達方式のもとで推進され、わが国及び地域のIT産業の健全な発展に貢献することが期待される。

平成13年11月 編集担当 石井 良一